

飯田市地域生活支援事業の賃上げ・職場環境改善支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、人材不足が厳しい状況にある障害福祉分野の他職種と遜色のない処遇改善に向けて、人材流出を防ぐための緊急的対応として賃上げ等の支援を行うため、予算の範囲内において、重点支援地方創生臨時交付金を活用して、地域生活支援事業を行う事業所（以下、「地域生活支援事業所」という）の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、補助金等交付規則（昭和45年飯田市規則第31号。（以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象事業所)

第2条 本事業の対象となる事業所は、飯田市内に所在する別紙表1に掲げる地域生活支援事業所であって、基準月において、給付費（飯田市に請求するものに限る）が生じる事業所とする。基準月は、原則として、令和8年3月、令和8年9月とする。月遅れ請求については、基準月の2か月後の末日までに請求されたものに限り、反映することとする。また申請時点で廃止・休止となることが明らかになっている事業所等は、本事業の対象外とする。

(交付の対象経費)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第2条で定める要件に該当する地域生活支援事業所が、以下の（1）又は（2）の事業に要する費用とする。

(1) 職場環境改善

地域生活支援事業者は、補助額に相当する額を職場環境改善の取組の経費に充てることができる。当該職場環境改善経費には、職員を募集するための経費及び職場環境改善等のための様々な取組を実施するための経費が含まれる。

(2) 職員の賃上げ

地域生活支援事業者は、補助額に相当する額を職員等の人件費（手当、賞与等（退職手当を除く。以下同じ。))の改善に充てることができる。地域生活支援事業者は、補助金の交付対象期間において、前年同時期と比較し、賃上げの対象とした職員の平均的な賃金水準（賃金の高さの水準をいう。以下同じ。）を低下させてはならない。

(補助対象期間)

第4条 この補助金の対象となる期間は、令和8年4月から令和9年3月までとする。

(補助額の算定方法)

第5条 この補助金の補助額は、下記により算出された額とする。なお、1円未満の端数は切り捨てることとする。

補助額＝ 基準月の給付費×事業別交付率×期間月数

※ 事業別交付率（別表1）は、自立支援給付等における福祉・介護職員等処遇改善加算の加算率を勘案して、市長が定める。

※ 期間月数は、基準月（令和8年3月、令和8年9月）の翌月から6か月とする。

(交付の条件)

第6条 次の各号に掲げる事項のいずれかの取組の実施を計画又は既に実施していることを補助金の交付の条件とする。

- (1) 職場環境の改善等に向けた取組
- (2) 事業所に勤務する職員の賃上げ等の取組

(申請書兼請求書の様式、関係書類及び提出期限)

第7条 規則第3条に規定する申請書及び関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 地域生活支援事業の賃上げ・職場環境改善支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 地域生活支援事業の賃上げ・職場環境改善支援事業計画書（様式第2号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 前項の書類の提出期限は、第2条で定める基準月の3か月後の末日までとする。

(実績報告書の様式、関係書類及び提出期限)

第8条 規則第12条に規定する実績報告書及び関係書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 地域生活支援事業の賃上げ・職場環境改善支援事業補助金実績報告書（様式第3号及び別紙様式3-1）

2 前項の書類の提出期限は、第2条で定める基準月の6か月後の末日までとする。

(補助金の支払い)

第9条 補助金の交付の決定及び額の確定をしたときは、交付申請書兼請求書に記載された金融機関の口座に振り込む方法により、補助金を支払うものとする。

2 前項の規定による請求があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定額の範囲内において、補助金の概算払をすることができる。

3 前項の規定により補助金の概算払を受けている場合において、概算払を受けた額が規則第13条の規定により確定した補助金の額を超えるときは、その差額を返還しなければならない。

(補助金の返還)

第10条 補助金の交付を受ける地域生活支援事業者が次の(1)から(3)に該当する場合は、既に交付された補助金の一部又は全部を返還させることができる。

- (1) 補助金の補助額に相当する職場環境の改善や人件費の改善が行われていない、労働法規を遵守していない等、本要綱に記載の要件を満たさない場合
- (2) 虚偽又は不正の手段により補助金を受けた場合
- (3) 障害者総合支援法その他の関係法令に違反した場合

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年度の補助金に適用する。

別紙

表 1 (第 2 条・第 5 条関係)

事業所の区分	交付率	処遇改善加算率を勘案する事業の区分
移動支援事業	27.3%	居宅介護
訪問入浴事業	6.3%	介護保険訪問入浴
日中一時支援事業	11.5%	短期入所
地域活動支援センター事業	6.2%	就労継続支援B型